



RIETI Discussion Paper Series 13-J-065

# 文化メディアの越境流通促進のためのサービス貿易自由化

国松 麻季  
中央大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

## 文化メディアの越境流通促進のためのサービス貿易自由化

国松 麻季（中央大学大学院戦略経営研究科／三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）

### 要 旨

音響・映像（AV）サービス分野の自由化が進展すれば、国境を越えた文化メディアの流通の促進が期待されるが、AV 分野は途上国のみならず一部先進国にとってもセンシティブな分野であることから、外国製品や外資に対する規制を持つ国も多く、自由化が進展していない。

本稿では、サービス貿易自由化交渉において複数の関連分野を束ねて俎上に載せるクラスター・アプローチの有用性を論じたうえで、同アプローチの文化メディア分野への応用可能性を考察する。続いて、わが国文化メディアの重要市場であるインドネシアとマレーシアの規制状況を把握したうえで、クラスター・アプローチを用いた文化メディア分野の自由化交渉の効用を検討する。

今日、コンテンツや文化を産業化し世界展開を狙う「クール・ジャパン戦略」がわが国の成長戦略の重要な一部として位置付けられており、通商政策が同戦略を後押しできる可能性がある。本稿では日本の文化メディアの海外展開に資する当該分野の自由化について論じる。

キーワード：サービス貿易自由化、サービス貿易一般協定（GATS）、サービス貿易交渉、文化メディア、クール・ジャパン戦略、音響・映像（AV サービス）規制、クリエイティブ産業

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

本稿は、国松麻季が参加した独立行政法人経済産業研究所「現代国際通商システムの総合的研究」プロジェクト（プロジェクトリーダー：川瀬剛志ファカルティフェロー（FF））の成果の一環である。本稿作成に当たっては、川瀬剛志 FF・上智大学教授、本プロジェクト委員、ならびにオブザーバー各位から有益な示唆を得た。記して謝意を表す。過誤は筆者に帰する。

## 1. はじめに

### (1) 問題意識

音響・映像 (audio visual; AV) サービスは、その自由化を漸進的に実現することによって、文化メディアの越境取引の促進に寄与することが期待されるサービス分野である。しかしながら、関税及び貿易に関する一般協定 (General Agreement on Tariffs and Trade; GATT) ウルグアイ・ラウンド交渉終盤にも争点となったように、AV サービスの自由化を巡り欧州と米国の激しい対立が続いてきた。最近でも、米国・欧州間の自由貿易協定 (Free Trade Agreement; FTA) である環大西洋貿易投資パートナーシップ (Transatlantic Trade and Investment Partnership; TTIP) において、2013年6月の交渉開始直前まで、AV サービスを交渉対象とするか否かが大きな調整事案となり、結果的に AV サービスは交渉対象から外されることとなった<sup>1</sup>。

1995年に発効した WTO 協定のサービス貿易に関する一般協定 (General Agreement on Trade in Services; GATS) の約束表において AV サービス分野を約束している国は、日本、米国を含む 30 カ国程度と極めて少なく、最恵国待遇 (Most Favored Nations; MFN) 例外登録を行っている国は多い (欧州は AV サービス関連で 8 件もの例外を登録) ことなどから、発展途上国のみならず、一部先進国にとっても最もセンシティブな分野の一つと言える。

ドーハ・ラウンドでは 2000 年から 2005 年までに AV サービスに関して 4 件のプロポーザル<sup>2</sup>が提出された。その後、2005 年 12 月の香港閣僚会議以降、サービス交渉のプルリ交渉グループのひとつである音響・映像交渉グループ (議長国: メキシコ) においてリクエストが提出されたが、映画と録音の分野のモード<sup>3</sup>1 (越境サービス) およびモード 2 (海外消費) についてデファクトの市場アクセスを約束し、モード 3 については可能な範囲で制限を撤廃、MFN 例外についても削減すべしといった内容に過ぎず、以降、交渉の大幅な進展は聞かれない。

サービス貿易自由化全体に関しては、ドーハ・ラウンドの停滞を受け、日米欧を含む 18 カ国・地域が、予めサービスのセクター・モードを排除することなくプルリ交渉を 2012 年内に開始する旨を 2012 年 7 月 5 日に発表<sup>4</sup>、12 月には 21 カ国・地域が 2013 年早期に交渉

<sup>1</sup> 欧州連合は 2013 年 6 月 14 日採択した交渉マンデートから AV サービスを除いている。Inside U.S. Trade - June 19, 2013, Audiovisual Sector Would Still Be Subject To ISDS Under Revised Mandate.

<sup>2</sup> 米国等の提案は、GATS の既存の分類を超えて AV 関連サービスを束ねて (クラスターとして) 自由化しようという内容であり、後述する。また、このうち 2005 年 6 月に AV サービス交渉に関する共同声明を提出した日本、米国、メキシコ、香港および台湾の 5 カ国・地域がいわゆる「AV サービス・フレンズ」とされる。

<sup>3</sup> GATS の対象となるサービス提供の様態は 4 つの「モード」に整理される。すなわち、越境サービス (モード 1)、海外消費 (モード 2)、海外拠点設置 (モード 3) および自然人の移動 (モード 4) である。

<sup>4</sup> Media release, *Advancing Negotiations on Trade in Services*, by Australia, Canada, Colombia, Costa Rica, European Union, Hong Kong China, Israel, Japan, Mexico, New Zealand, Norway, Pakistan, Peru, Republic of Korea, Switzerland, Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu, Turkey, United States of America, July 5, 2012, [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/pdfs/mrelease1205\\_e.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/pdfs/mrelease1205_e.pdf).

を開始することなど<sup>5</sup>、2013年1月末にはGATSに準じた約束方法を採用することや、年内5回の交渉会合を行うことなどを合意した<sup>6</sup>。その後、2013年5月時点では、北米、中南米、欧州、アジア太平洋を中心とする22カ国・地域が参加し、将来的には参加国を増やし、WTOの場に交渉を戻す「マルチ化」を目指しつつ、新サービス貿易協定(Trade in Services Agreement; TISA)の策定に向けての交渉が進められているが、このなかでAVサービスがどのように扱われるかに注視する必要がある。

ところで、WTOやFTAのサービス自由化交渉においては、特定の産業分野の自由化を促進するために関連するサービス分野を一括りの「クラスター」と位置付け、その自由化を目指す「クラスター・アプローチ」または「クラスタリング・アプローチ」という手法がある。これは、WTO/GATSの約束表において基本となっているサービスの産業分類表(W/120)<sup>7</sup>が、新たなサービス産業の進展や、サービス産業以外の産業分野(たとえば製造業)の展開に必ずしも対応していないことを受け、複数のセクター(分野)をまたぐサブ・セクター(小分野)を「クラスター」として統合し、市場アクセス交渉の俎上に載せるものである。クラスター・アプローチは、1999年に経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-operation and Development; OECD)で議論され始め、確立された<sup>8</sup>概念である。この頃から、WTO特定約束委員会、サービス貿易理事会特別会合等の場で、多様なサービス分野に関し、クラスター・アプローチを含む提案がなされた。2010年頃には、ドーハ・ラウンドにおいても、交渉活性化のためのアプローチとして、ビジネスの現状も踏まえ、サービスの関連分野をある程度統合して市場アクセス交渉を進めるアイデアである「クラスタリング・アプローチ」<sup>9</sup>を模索する動きが活発化した<sup>10</sup>。たとえば、オーストラリアはロジスティクスやサプライ・チェーンを含む「交通クラスター」を提案した<sup>11</sup>。

このアプローチは、マルチのサービス交渉のみならず二国間交渉においても活用されている。例えば、日本タイ経済連携協定において、日本側は修理・メンテナンス、小売・卸売サービス等の「製造業関連サービス」を一括して自由化交渉の重点対象とし、外資規制の緩和などの成果を得た。

新サービス貿易協定の交渉では、市場アクセス<sup>12</sup>(market access; MA)に関しては自由化

<sup>5</sup> Inside U.S. Trade - December 14, 2012, Plurilateral Services Negotiations Set To Begin As Early As March 2013.

<sup>6</sup> Inside U.S. Trade - December 14, 2012, Geneva Services Group Picks Scheduling Approach To Attract BRICS.

<sup>7</sup> GATT, *Services Sectoral Classification List - Note by the Secretariat*, MTN.GNS/W/120, July 10, 1991. サービス産業を12セクター、155サブ・セクターに分類している。

<sup>8</sup> OECD, *Assessing Barriers to Trade in Services; Using "Cluster" Approaches to Specific Commitment for Interdependence Services*, TD/TC/WP(2000)9.

<sup>9</sup> WTO サービス交渉は、関連する各種会合を1~2週間内にまとめて実施しており、これら一連の会合を「サービス・クラスター会合」と称しているが、これは会合運営を指すものであり、自由化手法である「クラスタリング(クラスタリング)・アプローチ」とは意味が異なる。

<sup>10</sup> 外務省「外交青書 平成23年版(第54号)」209頁。

<sup>11</sup> Raj Bhala, *International Economic Law in Crisis or Merely in Times of Crisis?: Poverty, Islamist Extremism, and the Debacle of Doha Round Counter-Terrorism: Part Two of a Trilogy Non-Agricultural Market Access and Services Trade*, 2011, 44 Case W. Res. J. Int'l L. 325.

<sup>12</sup> 一般的に用いられる「市場アクセス」という用語は物品やサービスの障壁を除外し市場参入を進めることを意味するが、GATSを含むサービス貿易ルールやサービス貿易交渉上の「市場アクセス」という用語

する分野を約束表に記載する「ポジティブ・リスト方式」、内国待遇<sup>13</sup> (national treatment; NT) に関しては自由化の例外措置・分野について留保表に記載する「ネガティブ・リスト方式」<sup>14</sup>で行われることとなり、今後も GATS の約束表、留保表を巡るリクエスト・アンド・オファー<sup>15</sup>を基本とした過去のサービス交渉における蓄積を活用していくこととなる。

これまで、WTO および OECD 等においては、クラスター・アプローチの対象として、主としてコンピュータ関連サービス、電子商取引、旅行関連、運輸・ロジスティクス、環境、流通等の分野が扱われてきた。これらは W/120 の既存のセクターまたはサブ・セクターを中心としつつ、他の関連するセクター・サブセクターを合わせて「クラスター」としてとりまとめ、自由化交渉の俎上に載せようというものであった。今日、日本においてはクリエイティブ産業を柱とし、世界市場の獲得を狙う「クール・ジャパン戦略」が成長戦略の重要な一部として位置付けられている。こうしたなか、既存のサブ・セクターである「AV サービス」を中心に、文化メディア全般の貿易促進に資する関連セクター・サブセクターを「クラスター」として把握し、今後の新サービス貿易協定交渉や、二国間 FTA・複数国との FTA (日アセアン包括的経済連携 (AJCEP) 協定、環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定等) における新規のサービス交渉や見直し等の作業において、一括して自由化を目指す方策が有用であると考えられる<sup>16</sup>。

## (2) 本稿の構成

上記の問題意識に基づき、本研究では日本の文化メディア製品の海外展開に資する環境形成を念頭に、以下の検討を行う。

まず、2. では、サービス貿易自由化交渉におけるクラスター・アプローチの展開を振り返り、その有用性を考察したうえで、クール・ジャパン戦略を踏まえ、日本の文化メディアの海外展開に資するサービスセクター・サブセクターから成る「文化メディア・クラスター」について、W/120 および国連中央生産分類 (Central Product Classification; CPC) を中心とする既存の分類方法<sup>17</sup>を用いて検討する。

---

は GATS 第 16 条に規定された外資出資比率規制や進出形態等に係わる規制を指す。

<sup>13</sup> GATS 第 17 条の規定に基づく。

<sup>14</sup> 「ポジティブ・リスト方式」と「ネガティブ・リスト方式」については、ウルグアイ・ラウンド交渉下のサービス貿易交渉当時から議論がなされてきた。新規サービスが自由化の対象となり、規制措置に関する透明性が高いネガティブ・リスト方式の方が、ポジティブ・リスト方式よりも自由化志向が強い約束方法である。

<sup>15</sup> 加盟国が、自国が関心を有する国に対し、自由化を要望する分野や撤廃すべき規制等を表明 (リクエスト) し、当該リクエストを受けて、各国が自由化する分野を既存の自国約束を改善する形で各国に提示 (オファー) する交渉形態。

<sup>16</sup> 文化メディア製品の越境取引の促進においては、物品貿易の自由化も重要な課題であるが、本稿ではサービス貿易自由化を焦点に論じることとする。

<sup>17</sup> Rolf H. Weber and Mira Burri, *Classification of Services in the Digital Economy*, Springer, 2012 は、既存のサービス分類について俯瞰するとともに、デジタル化が進んだ今日の経済実態に整合しない部分が多々あることを指摘している。

続いて、3. において、特定国における「文化メディア・クラスター」の自由化約束状況と関連国内法の現状を概観する。ここでは、日本にとって重要なアジア市場のなかでもとりわけコンテンツ産業の成長市場として期待され、経済連携の重要な相手国でもあるインドネシアおよびマレーシアを対象<sup>18</sup>とする。

最後に、4. において、文化メディア輸出国として日本がとるべきサービス貿易自由化戦略を検討する。

なお、クール・ジャパン戦略における輸出産業となるクリエイティブ産業には、ファッション、食文化、観光等も含まれるが、本稿においてはコンテンツ産業に限定し、この関連製品を文化メディアと位置付ける。

## 2. 文化メディア・クラスターの検討

### (1) サービス貿易自由化交渉におけるクラスター・アプローチの展開と有用性

#### ① ウルグアイ・ラウンド

ウルグアイ・ラウンド交渉下、サービス交渉において自由化約束のためのサービス分類の在り方が本格的に検討されたのは、ブラッセル閣僚会議後の1991年4月以降である。それまでは協定本体や附属書に関する協議が中心であったため、サービス分類が作成されていなかった<sup>19</sup>。しかし、初期オファーを数か国が提出した段階で、市場アクセス交渉の共通基盤となる詳細なサービス分類の必要性が認識されるに至った<sup>20</sup>。そのため、GATT事務局は、同年5月に非公式のサービス分類のドラフト<sup>21</sup>を作成、さらに各国からのコメントを受けてこれを改訂し、「サービス分野別分類リスト（事務局ノート）<sup>22</sup>」を作成した。「W/120」と呼ばれる同文書は、12の分野・155の小分野と、対応する暫定中央生産分類（Provisional Central Product Classification; CPCprov）<sup>23</sup>の番号のリストである。同文書は「交渉の進展に応

<sup>18</sup> 日本にとって、二国間・複数国間FTAの重要相手国はアジア諸国ばかりではないが、欧州、カナダ、豪州等は文化メディアの越境流通促進に対してはセンシティブであり、そもそもFTA交渉の当初からAVサービスを例外扱いする場合も多い（脚注1参照）。他方、アジア諸国には残存する関連規制は多いものの、FTA交渉その他を通じ、規制の緩和・撤廃について相対的に議論し易い環境にある。とりわけインドネシアは日本の文化メディア製品にとって最も期待される市場のひとつである。また、マレーシアはTPP交渉参加国でもあり、その現状を明らかにすることに政策的な意義がある。そこで、本稿ではこれら二カ国を特にケーススタディの対象として取り上げることとした。

<sup>19</sup> Terence P. Stewart (ed.), *The GATT Uruguay Round: A Negotiating History (1968-1992) Volume IIb: Commentary*, Kluwer Law and Taxation Publisher, 1993, p.2397.

<sup>20</sup> GATT, *Checklist of Issues Relating to a Service Classification List and the Scheduling of Commitments*, GATT Doc. No. G-INT, April 3, 1991.

<sup>21</sup> GATT, *Procedural Guidelines for Negotiations on Initial Commitments*, May 29, 1991, informal paper submitted to the GNS by the Secretary General of the GATT.

<sup>22</sup> GATT Doc. No. G-INT, April 3, 1991, *supra* note 20.

<sup>23</sup> 統計文書M第77号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、1991年、<http://unstats.un.org/unsd/cr/registry/regcst.asp?Cl=9&Lg=1>。

じて当然に改訂されるべきもの」と位置付けられていたものの<sup>24</sup>、各国が初期オファーや改訂オファーに同文書の分類を用い、さらに、1992年12月のドラフト<sup>25</sup>をもとに1993年に作成された「サービス貿易初期約束の記載方法（説明ノート）<sup>26</sup>」（「スケジューリング・ガイドライン」と呼ばれる）において、「約束表の法的性質ゆえ、また、約束内容を評価するためにも、約束表の分野・小分野は可能な限り明確な記述が求められる」としつつ、その分類は「一般に W/120 に基づくべきであり、これには CPC 番号が付されている」、「分類を W/120 より精緻化する必要がある場合には CPC 番号または他の国際的に認められた分類（たとえば金融サービス附属書）に基づくべきであり」、「加盟国が独自の分類や定義を用いた場合には、一致する CPC 番号を示すべきである」との指針を示している<sup>27</sup>。

各国は以降の市場アクセス交渉において、概ねこの指針に基づき改訂オファーを提出し、それらが初期の約束表となり、GATS の不可分の一部となった<sup>28</sup>。このように、1991年に暫定的な CPC 番号を用いて便宜的に事務局が作成したサービス分野リストが、更新の方法が未定のまま法的拘束力を持つ協定に組み込まれることとなり、約束表は発効時から分類に関する問題を内包<sup>29</sup>することとなった。

## ② WTO 設立後・特定約束委員会

約束表に関する問題は、WTO 設立後は、サービス貿易理事会の下、1995年11月に設置された特定約束委員会<sup>30</sup>において検討されていくこととなる。

GATS 発効直後から、「現行の約束に影響を与えずに、技術的な正確性と一貫性を向上させるための検討」は特定約束委員会の重要テーマとなり、約束の対象セクターの定義および既存の GATS 分類表（W/120）の適切さ等について検討がはじめられた<sup>31</sup>。特定約束委員会では、設置後数年の間、約束表のサービス分類に関して、(i)CPC の改訂を反映すべきか否か、(ii)GATS が独自に作成した分類（海運、金融、電気通信等）の扱い、および(iii)新規のサービスの定義と扱い等について議論がなされた。このうち、(i)については、改訂全体を GATS の分類に反映させることは困難であると判断しつつも、分野によっては新たな CPC 分類を活用できる可能性があり、当時サービス貿易理事会で行われていた分野毎の情報交

<sup>24</sup> GATT Doc. No. G-INT, April 3, 1991, *supra* note 20, p.1.

<sup>25</sup> *Scheduling of Commitments in Trade in Services: Explanatory Note*, December 22, 1992.

<sup>26</sup> *Scheduling of Initial Commitments in Trade in Services- Explanatory Note*, MTN.GNS/W/164, September 3, 1993.

<sup>27</sup> *Ibid.*, pp.6-7.

<sup>28</sup> GATS 第 20 条 3 項。

<sup>29</sup> 米国の約束に賭博サービスが含まれるか否か争点のひとつとなった「米国—越境賭博サービスに関連する措置」（DS285）は、1993年スケジューリング・ガイドラインと W/120 を用いた解釈により、米国の約束表に明記されていない賭博サービスは CPC 番号で上位にある娯楽サービスに含まれるため、米国は実質的に賭博サービスの市場開放を約束していると判じた。

<sup>30</sup> *Decision on the Terms of Reference for the Committee on Specific Commitments Adopted by the Council for Trade in Services on 22 November 1995*, S/L/16, November 24, 1995. 同委員会の 3 点の TOR のひとつが、「将来の技術的な正確性と一貫性向上のための、約束表および MFN 例外リストの検討」である。

<sup>31</sup> *Activities of the Committee on Specific Commitments - Report to the Council for Trade in Services*, S/CSC/1, October 29, 1996.

換プログラム<sup>32</sup>等の検討を待つこととなった<sup>33</sup>。また、(iii)については、どのような新分野を GATS の対象とすべきかという問題よりも、むしろ分類に係る問題であり、実務的な対応がふさわしく、具体的な新分野の例について検討を加えていくこととなった<sup>34</sup>。(ii)の独自分類の扱いも含め、これらの問題は、特定分野に関する検討および情報交換プログラムでの議論に委ねられることとなった。

その後、1999 年から特定約束委員会における分類問題に関する検討は、主として W/120 の改訂の可能性について非公式会合においてなされ、公式会合において議長に報告された。加盟国の提案に基づき、環境サービス、エネルギー・サービス、法律サービス、郵便／クーリエ・サービス、建設サービス等の個別分野について議論を行ったほか、事務局ペーパーに基づき、分野横断的である「製造業関連サービス」についても検討が始められ<sup>35</sup>、委託契約による製造サービスを中心とする議論が継続された<sup>36</sup>。

1999 年 9 月、環境分野に関する欧州委員会 (European Commission; EC) 提案<sup>37</sup>において、「クラスター」という概念が明示的に用いられている。EC は、既存の CPC を基本とした環境サービスの対象範囲は狭すぎであり、今日の経済活動の実態を反映していないとしつつ、環境サービスの中心的なサブ・セクターに加え、他のセクターに分類されている環境関連のサブ・セクターを「クラスター交渉」の対象とし、約束表の構造を維持したまま約束内容を前進させることで、環境産業の実態に即した自由化を達成しようと提案した。

2000 年以降も、加盟国の提案により、コンピュータ関連サービス、電気通信、電子商取引、旅行関連、娯楽・文化・スポーツ、運輸・ロジスティクス等の分野が議論の対象<sup>38</sup>とされ、2007 年までの間、特定分野の技術的な問題点について訂正や確認の文書を発出する作業も行った。これらの分野のなかで、少なくともコンピュータ関連サービス、電子商取引、旅行関連、運輸・ロジスティクスの各サービス分野に関しては、既存の W/120 の分類を越え、他の分類の下の関連サービスも併せて自由化対象として検討してはどうかといった、クラスター的な発想の提案が見られた。その後、ドーハ・ラウンド下のサービス貿易理事会特別会合開催に伴い、交渉に影響する技術的検討は同特別会合での議論を見極めて実施していくという方向となり<sup>39</sup>、2008-2009 年頃には分類に係る作業は実質的に行われなかつ

---

<sup>32</sup> 情報交換プログラム (Exchange of Information Programme) は、サービス貿易理事会が 1998 年から実施。基本電気通信サービス交渉および金融サービス交渉の妥結後、2000 年からの交渉に向けて個別分野を順次取り上げて情報交換を行うこととした。

<sup>33</sup> *Report of the Committee on Specific Commitments to the Council for Trade in Services*, S/CSC/3, December 2, 1998, para. 3.

<sup>34</sup> *Ibid.*, para. 5.

<sup>35</sup> *Report of the Committee on Specific Commitments to the Council for Trade in Services*, S/CSC/5, November 24, 2000.

<sup>36</sup> *Report of the Committee on Specific Commitments to the Council for Trade in Services*, S/CSC/6, October 4, 2001.

<sup>37</sup> *Communication from the European Communities and their Member States - Classification Issues in the Environmental Sector*, S/CSC/W/25, September 28, 1999.

<sup>38</sup> 旅行関連、娯楽・文化・スポーツ、運輸・ロジスティクスについては、2006 年 1 月に非公式会合で議論された。*Annual Report of the Committee on Specific Commitments to the Council for Trade in Services*, S/CSC/, November 21, 2006.

<sup>39</sup> *Report of the Committee on Specific Commitments to the Council for Trade in Services*, S/CSC/9, December 5, 2003.

たが、2010年頃から事務局ペーパーに基づき議論を再開、2011年にはコンピュータおよび関連サービス、電気通信サービス、AVサービス、環境サービスの4分野<sup>40</sup>、2012年には環境サービス、気象関連サービス、郵便／クーリエ・サービス、流通サービスの5分野について検討している。さらに、議長と関心国は、コンピュータ関連サービス、電気通信サービス、AVサービスに関する協議も行っている<sup>41</sup>。

### ③ サービス貿易理事会特別会合における各国提案

WTOドーハ・ラウンドのサービス貿易交渉の序盤戦である2000年に、複数国・地域がクラスターの活用についてサービス貿易理事会特別会合において提案した。オーストラリアとチリは、既存のGATSの分類構造を維持したまま、特定のサービスに関わる「クラスター」としてサブ・セクターを束ねて約束することの意義を述べた<sup>42</sup>。オーストラリアとECは、クラスターを自由化交渉のモダリティとして取り入れることを提案した<sup>43</sup>。さらに、各国は特定分野に関する提案を提出しており、それらのなかにもクラスター・アプローチを含むものがみられた。

### ④ OECDにおけるクラスターペーパーに関する検討

クラスター・アプローチは、1999年にOECDで議論され始め、2000年からWTOサービス交渉で提出された交渉モダリティに関する各国提案<sup>44</sup>に基づき検討・確立された概念である。OECDの貿易委員会作業部会は「サービス貿易への障壁の評価：独立したサービスに係る特定の約束に関する『クラスター』アプローチ」<sup>45</sup>と題する報告書を2000年11月に作成している。同報告書は、商業的に独立したサービスを「クラスター」と位置づけ、これを用いた交渉アプローチは、サービス交渉において通常用いられるリクエスト・アンド・オファー方式を補完し、交渉プロセスの効率化を促すものであるとしている。そのうえで、クラスターが効果を発揮する状況やクラスターを定義する方法を検討したうえで、クラスターの実例を提示した。

同報告書は、クラスター・アプローチの有用性について、次の諸点を挙げている<sup>46</sup>。(i) GATSの約束表の基本となっているサービス分類(W/120)の変更を必要とせず、既存の約束の法的安定性を維持したまま、セクターにまたがって関連するサービス供給についての認識を促進し得る。(ii) 多くのサービス分野が相互に関連することを示すことで、サービス全体の

<sup>40</sup> *Report of the Committee on Specific Commitments to the Council for Trade in Services*, S/CSC/17, November 4, 2011.

<sup>41</sup> *Report of the Committee on Specific Commitments to the Council for Trade in Services*, S/CSC/18, December 6, 2012.

<sup>42</sup> Document 3194, WTO, May 24, 2000.

<sup>43</sup> S/CSS/W/3, May 22, 2000, *supra* note 33.

<sup>44</sup> 2000年に豪州、チリ、EC等がサービス貿易理事会および同特別会合において、クラスター・アプローチは有用な交渉モダリティと成なり得るといった趣旨の提案を提出している。

<sup>45</sup> OECD, *Assessing Barriers to Trade in Services; Using "Cluster" Approaches to Specific Commitment for Interdependence Services*, TD/TC/WP(2000)9.

<sup>46</sup> *Ibid.*, pp. 6-7.

自由化レベルの向上が期待できる。(iii) クラスタ・アプローチにより、相互に関連するサービスの透明性が確保され、政府が特定のサービス分野について政策立案する際、必要な自由化を把握しやすくなる。(iv) 技術革新や民益化、規制緩和等による産業活動の実態的な変化をクラスターに反映させることができる。(v) とりわけ、バリューチェーンの各段階でサービス提供が行われるサービスについて、クラスターを形成したうえで自由化を促進することによって効率性向上が期待できる。

同時に、クラスターは産業活動の関連を反映すべきものであるが既存の規制制度を反映するものではないことや、クラスターの形成が自由化の阻害要因になるとの議論もあることも指摘している。

同報告書では、クラスターが有用となる状況を、W/120 の複数箇所に実際のサービスが点在しているという問題への対処、実務的に強い関連がある複数のサービスのグループ化、および特定の事業活動の促進、という 3 つに整理している。クラスターの特定方法については、相互に排他的ではない方法として、(i) 最終用途によって判断する方法（例：環境サービス・クラスターに、環境サービス関連の建築や環境サービス関連のコンサルティングを包含させる）、(ii) サプライ・チェーン／バリューチェーンを発生から消費までたどりながら関連サービスを特定する方法、および、(iii) 産業の統合的な実態を示す商業上の関連サービスを特定する方法（中心的なサービスに特に影響を持つ関連サービスを用いて正確な産業の輪郭を描き出す。産業の輪郭や関連サービスに関する情報を実務家や規制当局から収集し、W/120 から関連サービスを特定する）。さらに、関連サービスは中心的なサービスの効率的な市場活動に不可欠かつ競争力に影響を与えるもの、他のサービスよりも中心的なサービスに対して影響力<sup>47</sup>を持つものであるという、経験則から導き出された基準もある。

同報告書は、観光、環境、エネルギー、エクスプレス・デリバリーの 4 分野を例にクラスター形成の試案を示したうえで、各国が共通のクラスターを交渉に用いることで交渉の効率化と自由化の促進を図り得ること、但しクラスターの対象範囲が広いほど異なる規制スキームにまたがる可能性が高く交渉ツールとしては使いにくくなることなどを結論として示している。

## ⑤ クラスターの例

上記②～④にみたとおりに、WTO 特定約束委員会、サービス理事会特別会合および OECD 貿易委員会において、様々なクラスターが提案され、議論の対象となってきた。そのなかから、本稿の検討に資すると思われる AV サービス・クラスター、電子商取引クラスターおよび環境サービス・クラスターについての提案を概観する。

---

<sup>47</sup> 影響力の判断基準を定量的に示すためには統計データが有用だが、サービス統計の不備、既存のサービス統計と GATS の不整合はウルグアイ・ラウンドでサービス交渉が開始された当初から指摘されている。

■ AV および関連サービス

2000年12月に米国がWTOサービス理事会特別会合に提出した「AV および関連サービス」に関するコミュニケーション・ペーパー<sup>48</sup>は、社会的関心事である文化的価値とアイデンティティの維持・促進を尊重した、開かれて予測可能な環境を確保することによって、当該分野の継続的な成長に寄与するために、将来の作業の枠組みを提供するものであるとの立場をとっている。そのうえで、映画や放送がAVサービスの中心であったウルグアイ・ラウンド当時に比して、技術革新が進んだ2000年現在には消費者のアクセス範囲が飛躍的に広まったことを根拠にW/120とは異なる切り口で、より包括的なAV および関連サービスの構成要素を以下表1のとおりリストによって示している。構成要素は、W/120のAVサービス内のものもあるが、流通、通信、ビジネス、リース、娯楽サービスなどの他分野に分類されているもの、W/120には存在しないものもある。

表1 米国提案によるAV および関連サービスのリスト (2000年)

1. Theatrical Motion Pictures	Production of films Pre and post production services Duplication of prints Distribution (licensing) of films Delivery of motion pictures to theatres via specialized truck delivery services or via satellite or via digital networks* Exhibition of films/operation of cinemas*
2. Television	Creation (production) of content Program packaging, i.e., acquiring distribution rights to programming of others, arranging programming in an attractive stream, selling schedule stream, advertising, etc. Sale of advertising time by programmers, broadcasters, cable service providers, Direct to Home service providers, or converged system operators
3. Home Video Entertainment	Production of content Duplication/Reproduction of the tape/optical media product* Distribution of home video entertainment to general merchandise stores for sales of programming on any format for resale to home consumer and distribution directly to home consumers* Leasing of home video entertainment to video rental stores for rental/viewing of content at home or to other business customers (airlines, bus companies, etc.)
4. Transmission services	From producers to broadcast stations, cable headends, satellite uplink stations,* and to end users by: analog or digital broadcast Direct to Home satellite services* Multichannel Multipoint Distribution Systems (wireless) cable systems* or, increasingly, by “converged” transmission services which also transmit other forms of data, voice or other communications services*
5. Recorded Music	Representation/signing of artists Production of sound recording

<sup>48</sup> *Communication from the United States; Audiovisual and Related Services, S/CSS/W/21, December 18, 2000.*

	Duplication/reproduction of tapes/optical media recording Distribution (licensing of rights) for broadcast on radio or television Distribution (wholesaling) of recorded music to intermediaries for sales of copies to consumers Distribution (retailing) of recorded music directly to home consumers. Program Packaging of channels of music for distribution on multi channel transmission systems, or hotels, office buildings, etc .
--	--

(注) \*は現在のサービス分類には存在しない要素

(出所) *Communication from the United States; Audiovisual and Related Services, S/CSS/W/21, December 18, 2000.*

AV および関連サービスは、(2)において検討する「文化メディア・クラスター」の中核を占めるサービスである。上記表1は、W/120に反映されていない今日的な構成要素も含め、より網羅的にAV関連サービスを列挙したものであり、参照すべき点がある。

#### ■電子商取引

電子商取引に関しては、1999年頃、インターネットサービスのAOL社が、同分野にクラスター・アプローチを導入することを提案した。WTOにおいて、AOL提案を受けた米国<sup>49</sup>、およびEU<sup>50</sup>は2000年前後に貢献ペーパーのなかで電子商取引のバリューチェーンに関連するサービス・クラスターについて検討した。さらに、OECD貿易委員会も電子商取引クラスターに関する検討ペーパー<sup>51</sup>を作成している。米国は「電子ネットワーク」促進に関連するサービス全般を包含する分野の自由化の必要性を主張しており、その対象は、基本電気通信サービス(参照ペーパーを含む)、付加価値電気通信サービス、ネットワークに関連する流通、コンピュータ、エクスプレス・デリバリー、広告の各サービス全体、電子商取引に関連する一部金融サービス、その他の電子的に提供し得るサービス全体にも及んでいる<sup>52</sup>。これに対し、ECは「電子商取引インフラサービス」をW/120の分類に存在する項目によって以下表2のとおり提案した。

表2 EC提案による電子商取引インフラサービスのリスト(2000年)

in the telecommunications sector, the services involved are mainly: a. voice services b. Packet-switched data transmission services c. Circuit-switched data transmission services g. Private leased circuit services
---

<sup>49</sup> *Communication from the United States, Market Access in Telecommunications and Complementary Services: the WTO's Role in Accelerating the Development of a Globally Networked Economy, S/CSS/W/30, December 18, 2000.*

<sup>50</sup> *Communication from European Communities and their Member States, Electronic Commerce Work Programme, S/C/W/183, November 30, 2000.*

<sup>51</sup> OECD Trade Directorate/ Trade Committee, Working Party of the Trade Committee, *Electronic Commerce: A Cluster Approach to the Negotiation Input Service, TD/TC/WP(2000)33/REV1, February 15, 2001, p12.* このなかで、クラスターの外延を画定することは困難であるが、自由化交渉の便宜のために適切なクラスターの範囲を決定し得るとしている。

<sup>52</sup> S/CSS/W/30, *supra* note 49.

<ul style="list-style-type: none"> <li>h. Electronic mail</li> <li>i. Voice mail</li> <li>j. On-line information and data base retrieval</li> <li>k. electronic data interchange (EDI)</li> <li>l. enhanced/value-added facsimile services, incl.store and forward, store and retrieve</li> <li>m. code and protocol conversion</li> <li>n. on-line information and/or data processing (incl. transaction processing)</li> </ul>
<p>in the computer-related services (in particular in order to take software downloading and implementation into account):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. Consulting services related to the installation of computer hardware</li> <li>b. Software implementation services</li> <li>c. Data processing services</li> <li>d. Data base services</li> </ul>
<p>in distribution services:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>b. Wholesale trade services</li> <li>c. Retailing services</li> </ul>
<p>advertising services</p>
<p>in the banking services - at least</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>d. All payment and money transmission services</li> <li>f. Trading for own account or for account of customers: <ul style="list-style-type: none"> <li>- foreign exchange</li> </ul> </li> </ul>

(出所) Council for Trade in Services, *Communication from European Communities and their Member States, Electronic Commerce Work Programme, S/C/W/183, Nov. 30, 2000.*

EC の提案は米国提案より対象範囲が狭く、エクスプレス・デリバリー等は含まれていないものの、通信、コンピュータ関係、流通、広告および金融分野が含まれている。

電子商取引は、文化メディアの取引における有効な手段のひとつである。(2)において検討する「文化メディア・クラスター」の各産業分野に横断的に関わるものである。なお、電子商取引を支えるインフラは通信などのサービスであるが、電子商取引によって電磁的に越境流通されるコンテンツは物品として GATT のルールが適用されるか、あるいはサービスとして GATS の約束対象となるか、さらには物品でもサービスでもない第三のカテゴリと位置づけるべきかについては各国の見解は一致していない。

#### ■環境サービス

環境サービス・クラスターは、一連のクラスター・アプローチに係る議論のなかで多く取り上げられてきた。W/120 では、環境サービスは、A. 汚水サービス (Sewage services, CPC 9401)、B. 廃棄物処理サービス (Refuse disposal services, 9402)、C. 衛生サービス及びこれに類似するサービス (Sanitation and similar services, 9403) および D. その他 (Other) という限定的なサブ・セクターから成っていたが、その後、環境産業が大幅な進展を見せたためである。

2005 年 2 月、日本、EC、米国を含む 8 カ国・地域がサービス理事会特別会合に提出した

ペーパー<sup>53</sup>では、環境サービスの分類については、2000年11月のEC提案<sup>54</sup>をベースとしながらも、コンサルティング・サービスを環境サービスに含める場合にはその定義の明確化が必要である、研究開発、技術分析サービス、エンジニアリングなどは必ずしも環境サービスの構成要素とする必要はないといった修正を含むものであった。

ベースとされた2000年のEC提案には、以下表3のとおり、環境サービスの詳細化されたサブ・セクターと、関連する他分野のサブ・セクターから成る「環境サービス・クラスター」または「チェックリスト」が含まれる。

表3 EC提案による環境サービス（2000年）

<p>環境サービス下のサブ・セクター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6A. Water for human use &amp; wastewater management</li> <li>6B. Solid/hazardous waste management</li> <li>6C. Protection of ambient air and climate</li> <li>6D. Remediation and cleanup of soil &amp; water</li> <li>6E. Noise &amp; vibration abatement</li> <li>6F. Protection of biodiversity and landscape</li> <li>6G. Other environmental &amp; ancillary services</li> </ul>
<p>環境サービスの「クラスター」または「チェックリスト」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Business services with an environmental component.</li> <li>R&amp;D with an environmental component.*</li> <li>Consulting, contracting &amp; engineering* with an environmental component.</li> <li>Construction with an environmental component.</li> <li>Distribution with an environmental component.</li> <li>Transport with an environmental component.</li> <li>Others with an environmental component.</li> </ul>

(注) \*は2005年の共同提案で見直しの必要が指摘されたサブ・セクター。

(出所) Job 7612 of 28 November 2000, WTO.

環境サービスは、以下で検討する文化メディア・クラスターに直接関連するものではないが、あるクラスターを検討する際に、基本となるサービス分野（文化メディアの場合にはAVサービス）のアップデートと周辺のサブ・セクターの抽出という検討アプローチが参考となる。

## (2) 文化メディア・クラスターの構成要素の検討

本稿において文化メディア・クラスターを検討するにあたり、文化産業を「ファッション、コンテンツ、デザイン、食品、生活用品（化粧品、インテリア、玩具、文具等）、観光

<sup>53</sup> *Communication from Australia, the European Communities, Japan, New Zealand, the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu and the United States, Joint report on informal discussion on environmental services in the context of the DDA, TN/S/W/28, February 11, 2005, paras. 7-9.*

<sup>54</sup> Job 7612 of November 28, 2000, WTO.

など<sup>55</sup>」と捉え、そのなかで、コミュニケーションを媒する物事<sup>56</sup>とされる「メディア」を「文化メディア」とし、サービス分野においては<sup>57</sup>、その情報内容である「コンテンツ」と同義と捉えて検討対象とする。コンテンツ産業とは、映像（映画、アニメ）、音楽、ゲーム、書籍等の制作・流通を担う産業の総称<sup>58</sup>である。

例として、映画に限定し、(1) ④でみたクラスター定義の方法のうち、「(ii) サプライ・チェーン／バリューチェーンを発生から消費までたどりながら関連サービスを特定する方法」で検討する。映画産業のバリューチェーンは、「制作」、「配給」、「興行」に加え、近年ではビデオグラム（DVD、ブルーレイ・ディスク）として消費者に対しレンタル・販売する「二次利用」、映画コンテンツのテレビ放映権やネットでの配信権を売買する「三次利用」も活発化している<sup>59</sup>。そのため、従来は W/120 の AV サービス内のサブ・セクター（「映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス」および「映画の映写サービス」）として完結していた商業活動が、W/120 では他分野である「実務サービス」のなかの「運転士を伴わない賃貸サービス」や「流通サービス」のなかの「小売サービス」といったサブ・セクターを含むこととなる。

続いて、文化メディア・サービス産業の総体を捉えるべく、(1) ④でみたクラスター定義の方法のうち、「産業を統合的な実態を示すような商業上関連するサービスを特定する方法」を試みる。これが、「文化メディア・クラスター」を検討するに際しての出発点である。文化メディア・サービス産業の中の個別産業である映像（映画、アニメ）、音楽、ゲーム、書籍等の制作・流通を既存の W/120 から抽出するに際し、表4に示す2. 通信サービス-D. 音響映像サービスの下の各サブ・セクターは、中心的な産業にあたるものと想定される。

表4 W/120における2. 通信サービス-D. 音響映像サービス

a. 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス (Motion picture and video tape production and distribution services) (9611)
b. 映画の映写サービス (Motion picture projection service) (9612)
c. ラジオ及びテレビの番組制作サービス (Radio and television services) (9613)
d. ラジオ及びテレビの放送サービス (Radio and television transmission services) (7524)
e. 録音 (Sound recording) (n.a.)
f. その他

(注) ( ) 内は暫定中央生産分類 (CPC; Provisional Central Product Classification)。

<sup>55</sup> 「産業構造ビジョン2010」（産業構造審議会産業競争力部会、2010年6月3日）  
<http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004660/>、118頁。

<sup>56</sup> 水越伸『21世紀メディア論』放送大学教育振興会（2011年）27頁。

<sup>57</sup> 文化メディアは、物品として取引される場合も多々あるが、本稿はサービス貿易の検討を行うことから、物品取引は対象としない。

<sup>58</sup> 「コンテンツ産業の現状と今後の発展の方向性」（経済産業省商務情報政策局メディア・コンテンツ課、2010年12月）[http://info.nicovideo.jp/pdf/sentankaigi\\_1124.pdf](http://info.nicovideo.jp/pdf/sentankaigi_1124.pdf)、3頁。

<sup>59</sup> 同上。

文化メディア・サービス産業を構成する個別産業と W/120 のサブ・セクターの対応関係ならびに CPC の詳細を以下表 5 で示す。これが「文化メディア・クラスター」である。W/120 の列で上記表 4 に示した「2. 通信サービス-D. 音響映像 (AV) サービス」に下線を付し、それ以外のセクターのサービスと区別する。W/120 はしばしばコンテンツ産業の個別産業よりも広い分野にあたる、大きい括りのサブ・セクターまでの分類にとどまっている。そこで、CPC の詳細の列では、暫定中央生産分類 (CPCprov) の中で、文化メディア・サービス産業の個別産業をより正確に反映する W/120 よりも下位の項目を抽出する。

文化メディア・クラスターには、AV サービスに加え、サプライ・チェーンを踏まえ、生演奏を行う「10. 娯楽、文化およびスポーツのサービス (音響映像サービスを除く) - A. 興行サービス」や、コンテンツの販売を行う「4. 流通サービス-B. 小売サービス」も加えることが妥当である。さらに、コンテンツの普及にとって広告も重要となる。

なお、個別産業はそれぞれ、デジタル化したうえで電子商取引の対象とすることが可能である。そこで、表 5 の下段には、デジタル化に対応する W/120 のサブ・セクターを示す。なお、電子商取引については、そのインフラ整備には表 2 で検討したとおり電気通信サービス等を広範に対象とするものである。

表 5 「文化メディア・クラスター」  
文化メディア・サービス産業と W/120 および CPCprov 詳細

文化メディア・サービス産業の個別産業	W/120 のサブ・セクター	CPCprov の詳細
映像 (映画、アニメ) の制作・流通	<u>a. 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス (Motion picture and video tape production and distribution services) (9611)</u> <u>b. 映画の映写サービス (Motion picture projection service) (9612)</u> <u>c. ラジオ及びテレビの番組制作サービス (Radio and television services) (9613)</u> <u>d. ラジオ及びテレビの放送サービス (Radio and television transmission services) (7524)</u> 10. 娯楽、文化およびスポーツのサービス (音響映像サービスを除く) - A. 興行サービス (演劇、生	96111 - Promotion or advertising services 96112 - Motion picture or video tape production services 96113 - Motion picture or video tape distribution services 96114 - Other services in connection with motion picture and video tape production and distribution 96121 - Motion picture projection services 96122 - Video tape projection services 96132 - Television services 96133 - Combined programme making and broadcasting services 75241 - Television broadcast transmission services 96191 - Theatrical producer, singer group, band and orchestra entertainment services 96192 - Services provided by authors, composers, sculptors, entertainers and other individual artists

	演奏及びサーカスのサービスを含む) (9619) 4. 流通サービス-B.小売サービス (631+632+6111+6113+6121)	63234 - Retail sales of radio and television equipment, musical instruments and records, music scores and tapes
音楽の制作・流通	c.ラジオ及びテレビの番組制作サービス (Radio and television services) (9613) d.ラジオ及びテレビの放送サービス (Radio and television transmission services) (7524) e.録音 (Sound recording) (n.a.) 10. 娯楽、文化およびスポーツのサービス (音響映像サービスを除く) -A. 興行サービス (演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む) (9619) 4. 流通サービス-B.小売サービス (631+632+6111+6113+6121)	96131 - Radio services 96133 - Combined programme making and broadcasting services 75242 - Radio broadcast transmission services 96191 - Theatrical producer, singer group, band and orchestra entertainment services 96192 - Services provided by authors, composers, sculptors, entertainers and other individual artists 63234 - Retail sales of radio and television equipment, musical instruments and records, music scores and tapes
ゲームの制作・販売	1.実務サービス-B.電子計算機及び関連サービス-ソフトウェア実行サービス (842) 4. 流通サービス-B.小売サービス (631+632+6111+6113+6121)	8423 - Systems design services 8424 - Programming services 63294 - Retail sales of games and toys 63252 - Retail sales of computers and non-customized software
書籍の制作・販売	1.実務サービス-F.その他実務サービス-r.印刷及び出版 (88442) 4. 流通サービス-B.小売サービス (631+632+6111+6113+6121)	88442 - Publishing and printing, on a fee or contract basis 63253 - Retail sales of books, newspapers, magazines and stationery
広告	1.実務サービス-F.その他実務サービス-a.広告サービス (871)	8712 - Planning, creating and placement services of advertising 8719 - Other advertising services
デジタル化	1.実務サービス-B.電子計算機及び関連サービス-d.データ処理サービス (843)	8431 - Input preparation services
電子商取引	2.電気通信サービス等	

コンテンツ産業を中心とする上記「文化メディア・クラスター」に、ファッション、デザイン、食品、生活用品、観光などに関わるサービス分野を追加すると、より広範な「クリエイティブ産業・クラスター」となるだろうが、広範すぎる設定ではクラスター・アプローチは機能しにくいという教訓があることから、本稿では文化メディア・クラスターを用いて次章において機能を検討する。

### 3. 特定国における文化メディア・クラスターに関連する自由化約束状況と関連国内法

インドネシアおよびマレーシアに関し、まず、文化例外や文化メディア・クラスターの中心となる AV サービスに関し、WTO および FTA における自由化状況と関連国内法<sup>60</sup>を整理する。

#### (1) インドネシアの自由化約束状況と関連する国内法

##### ① WTO および FTA における約束

インドネシアは WTO/GATS の下では AV サービスは約束していない<sup>61</sup>。また、MFN 例外リストにも特段の記載はない。

FTA に関しては、インドネシアは現在、日本との間に経済連携協定 (Economic Partnership Agreement; EPA) を、パキスタンとの間に包括的経済連携 (Comprehensive Economic Partnership; CEP) に関する枠組み協定を有するが、日インドネシア EPA (2008 年 7 月発効) では次のとおり約束している。まず、サービス関連では、第 81 条の規定に係る約束表 (附属書八) において、AV サービスのうちサブ・セクター「a) 映画およびビデオの制作と流通 (Motion Picture and Video Tape production and Distribution Services (CPC 9611))」および「b) 映画の放映 (Motion Picture Projection Services (CPC 9612))」について、モード 1、2 は制限なし、市場アクセス (MA) のモード 3 では「インドネシア企業またはインドネシア人との合弁で外資出資比率 40%を超えない範囲で認められる」としている。内国民待遇 (NT) のモード 3 および MA、NT のモード 4 は各分野に共通する約束以外の特記はない。また、投資関連では、インドネシアは第 64 条に基づく例外措置 (投資に関する最恵国待遇、内国民待遇およびパフォーマンス要求の例外) として、以下の措置を附属書四に掲げている。いずれも内国民待遇の例外であり、インドネシア投資法 (2007 年第 25) 第 12 条 1、4 および 5 項に基づき内国資本 100%を求められているとしている。

41. Film Production
42. Film Promotion-related Business (Advertisement, Poster, Still, Photo, Slide, Plate, Banner, Pamphlet, Ballyhoo, Folder, etc.)
43. Film Technical Services: - Shooting Studio, - Film Production Facilities, Facilities of Editing, Dubbing, Text Processing, Film Duplication, etc.
44. Film Distribution (Export, Import and Distribution)
45. Screening: Movie/Film Theater
46. Recording Studio (Cassette, VCD, DVD, etc.)

<sup>60</sup> インドネシアとマレーシアの国内法および同履行状況の最新情報については、2013 年 4 月 2-5 日にジャカルタおよびクアラルンプールにおいて関係省庁、団体および現地メディア企業等に聞き取り調査を実施のうえ把握した。

<sup>61</sup> *Indonesia - Schedule of Specific Commitments on Trade in Services*, GATS/SC/43, April 15, 1994.

#### 69. Private Broadcasting Services (LPS)

#### 70. Subscribed Broadcasting Services (LPB)

さらに、インドネシアは第 64 条に基づく例外分野・事項（附属書五）として、「マルチメディア・サービス・オペレーター：インターネット・アクセス（ISP）（Multimedia Service Operator: Internet Access (ISP)）」等を挙げている。他方、日本は附属書五において、内国民待遇、パフォーマンス要求の例外事項として放送産業への外国投資の事前許可を挙げている。

以上から、インドネシアは、前章で検討した「文化メディア・クラスター」について、多くの留保を持ち、限定的な約束しか行っていないことが明らかである。これに対し、日本は WTO/GATS および日インドネシア EPA においては、AV サービスに関し、映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス（9611）、映画の映写サービス（9612）<sup>62</sup>及び録音サービスの自由化を約束しているが、ラジオおよびテレビの番組制作サービス（9613）、ラジオおよびテレビの放送サービス（7524）は約束していない<sup>63</sup>。また、日本は広告サービス、流通サービスについても約束している。

#### ② 国内法

続いて、文化メディア産業の交流を促進するためのサービス貿易自由化の観点から、インドネシアにおける国内法に関し、コンテンツの輸入、流通、事業拠点の設置・参入・活動に対する規制を整理する。

インドネシアでは、映画産業に関しては、投資ネガティブリスト（DNI）に関する大統領令に基づき、外国投資家は映画撮影スタジオ、現像所、ダビング施設、フィルム・プリント、複製などの映画技術サービスにおいて 49%を超える出資は不可である。また、映画撮影、編集、字幕作成の施設、映画制作、輸出入を含む映画配給、映画館・劇場での上映には外資は参入不可となっている。このように、映画制作者としての営業は外国人には認められないものの、映画制作自体は文化創造経済省のライセンスを取得すれば可能である（文化観光庁決定 KM.62/PW.204/MKP/2004 号）。

放送事業に関しては、2002 年法第 32 号改正放送法に基づき 20%以下の外資出資が可能である。2005 年外国放送事業者規制に基づき、通信情報省が事業者免許および放送事業者の所有を所管する（なお、国内事業者については同様に 2005 年民間放送事業者規制が適用されている）<sup>64</sup>。

音楽産業に関しては外国からの投資に関する規制はない。ただし、録音スタジオ事業の

<sup>62</sup> ドーハ開発アジェンダのサービス交渉では、2005 年 6 月 24 日には、映画の映写サービス（9612）のモード 1 が、GATS 発効当初の「技術的に可能でないため、約束しない」から、「制限しない」への変更をオファーした（JAPAN - Revised Offer, TN/S/O/JPN/Rev.1, June 24, 2005）。

<sup>63</sup> JAPAN - Schedule of Specific Commitments on Trade in Services, GATS/SC/46, April 15, 1994 および日インドネシア EPA 附属書八（第六章関係）第八十一条に関する特定の約束に係る表。

<sup>64</sup> 新規参入は凍結されており、2018 年に予定されているデジタル放送導入後に開放される。

み外資に開かれていない。映画ならびに音楽の内容については、2002 年法第 32 号改正放送法の下での管理対象となり、インドネシア放送委員会（KPI）がコンテンツ規制への違反に対する警告を発し、制裁を科す権限を有する。コンテンツに関するガイドラインは KPI が策定、2006 年末より運用を開始している。なお、書籍（本、雑誌）、新聞等の印刷物に関する政府による検閲は行われていない。

テレビ放送に関しては、無料放送に限り 1 チャンネル当たり外国コンテンツを 20%は以内にするとの数量規制がある（2002 年改正放送法では「総放送時間の 40%」と規定されている）。

また、DNI により、小売および広告業への外資参入は認められない。

以上の国内法規制に関する情報を、前節において文化メディア産業の個別産業と W/120 のサブ・セクターの対応関係を示した表 5 の形式で整理すると以下のとおりである。

表 6 インドネシアにおける文化メディア産業に係る国内規制

文化メディア産業の個別産業	W/120 のサブ・セクター	インドネシアの関連規制
映像（映画、アニメ）の制作・流通	<u>a. 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス</u> <u>b. 映画の映写サービス</u>  <u>c. ラジオ及びテレビの番組制作サービス</u>  <u>d. ラジオ及びテレビの放送サービス</u>  4. 流通サービス－B. 小売サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国投資家は映画撮影スタジオ、現像所、ダビング施設、フィルム・プリント、複製などの映画技術サービスにおいて 49%を超える出資は不可。</li> <li>・映画撮影、編集、字幕作成の施設、映画制作、輸出入を含む映画配給、映画館・劇場での上映には外資は参入不可。</li> <li>・外国人の映画制作は可。</li> <li>・放送事業に対する 20%を超える外資出資は不可。</li> <li>・コンテンツ規制あり。</li> <li>・無料チャンネルの外国コンテンツ総放送時間規制あり。</li> <li>・小売への外資参入不可。</li> </ul>
音楽の制作・流通	<u>c. ラジオ及びテレビの番組制作サービス</u> <u>d. ラジオ及びテレビの放送サービス</u> <u>e. 録音</u> 4. 流通サービス－B. 小売サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送事業に対する 20%を超える外資出資は不可</li> <li>・コンテンツ規制あり。</li> <li>・録音スタジオへの外国投資家の参入不可。</li> <li>・小売への外資参入不可。</li> </ul>
ゲームの制作・販売	1. 実務サービス－B. 電子計算機及び関連サービス－ソフトウェア実行サービス 4. 流通サービス－B. 小売サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小売への外資参入不可、</li> </ul>

書籍の制作・販売	1.実務サービス-F.その他 実務サービス-r.印刷及び 出版 4. 流通サービス-B.小売サ ービス	・コンテンツ規制なし。 ・小売への外資参入不可。
広告	1.実務サービス-F.その他 実務サービス-a.広告サ ービス (871)	・広告への外資参入不可
デジタル化	1.実務サービス-B.電子計 算機及び関連サービス-d. データ処理サービス	

以上のとおり、「文化メディア・クラスター」に係る規制を俯瞰すると、インドネシアには多くの障壁があり、日本企業を含む外国企業が文化メディアのバリューチェーン/サプライ・チェーンを展開することが困難であるばかりか、文化メディア産業へのアプローチは現地放送局や映画館へのプログラムの提供や、限定的な分野での部分的な出資等が可能であるに過ぎないことが明らかになる。日本も GATS や EPA において放送サービスや番組制作サービスを約束していないことから、クラスターの全てを約束せよとインドネシアに迫ることは妥当ではないが、関連サービスの市場アクセスの現状を客観的に示して透明性を確保しつつ、外資の呼び込みを通じた市場の活性化を求める材料として有用であるものと思われる。

とりわけ、インドネシアでは、クール・ジャパン戦略の一環としてアニメソングのライブイベントや日本からのアイドルの招聘といった具体的な取り組みがあるほか、日本発アイドルグループによるテレビ CM なども見られる。これらを持続的な日系企業のプレゼンスにつなげるためにも、ビジネス・モデルの検討と文化メディア・クラスターを用いた自由化交渉が相乗的に進捗することが待たれる。

## (2) マレーシアの自由化約束状況と関連する国内法

### ① WTO および FTA における約束

マレーシアは WTO/GATS 発効時より AV サービスに関して約束している<sup>65</sup>。具体的には、映画、ビデオテープおよび音響録音の配給サービス<sup>66</sup> (96113) について、MA はモード 1 で商業拠点設置を要求、モード 2 は制限なし、モード 3 はマレーシアの個人または企業との現地設立 JV、かつ外国資本 30% 以下を通じてのみサービス提供を可能としている。モード 4 は分野共通の約束以外は約束していない。NT はモード 1 は約束しない、モード 2、3 は制限なし、モード 4 は MA の記述以外約束していない。放送サービスについては、外国

<sup>65</sup> MALAYSIA - Schedule of Specific Commitments, GATS/SC/52, April 15, 1994.

<sup>66</sup> Motion picture, video tape and audio recording distribution services (96113).

領のテレビまたはラジオからの外国基地局を通じた放送<sup>67</sup>について約束しており、MA のモード 1 では放送時間の 20%に限り、自国語への吹き替えを義務付けている。モード 2 は制限しない、モード 3 と 4 は技術的に不可能であるため約束していない。NT について、モード 1 は政府の公的なチャンネルは約束せず、モード 2 は制限なし、モード 3 と 4 は技術的に不可能であるため約束していない。マレーシアが約束する分野は限定的であり、番組の制作に係る小分野についての約束はない。なお、MFN 例外リストに AV 関連の言及はない。

FTA については、マレーシアは現在、日本、パキスタン、ニュージーランド、チリ<sup>68</sup>、インド、オーストラリアとの間に二国間 FTA を締結済み<sup>69</sup>である。

日本マレーシア EPA (2006 年 7 月発効) において、マレーシアは AV サービスのなかでは、映画、ビデオテープおよび音響録音の配給サービス (96113) についてのみ約束している。市場アクセスについては、モード 1 では商業拠点を有することを課している。モード 2 は制限なし、モード 3 は、モード 3 はマレーシアの個人または企業との現地設立 JV、かつ外国資本 30%以下を通じてのみサービス提供を可能、モード 4 は分野共通の約束以外約束しないとしている。内国民待遇については、モード 1 は約束しない、モード 2・モード 3 は制限しない、モード 4 は MA の記載以外約束しないとしている<sup>70 71</sup>。

マレーシアは AV サービスのなかでは、映画、ビデオテープおよび音響録音の配給サービス (96113) についてのみ約束している。モード 1 の商業拠点設置要求、モード 3 の JV 要求および外資出資比率規制 30%も日本との約束と同様である。

また、広告サービスについては、マレーシアはモード 1 の商業拠点設置要求、モード 3 の外資出資比率規制 30%、電子メディアの場合には国内コンテンツ 80%以上といった内容の規制を残している。

なお、マレーシア・オーストラリア FTA (2013 年 1 月発効) においても、マレーシアは AV サービスのなかでは、映画、ビデオテープおよび音響録音の配給サービス (96113) についてのみ約束している。モード 1 に商業拠点設置要求はなく、MA は「制限なし」、NT は「約束しない」としている。モード 3 で JV 要求および外資出資比率規制はあるが、外資出資 49%以内としており、GATS プラスの内容となっている<sup>72</sup>。なお、豪州側は AV サービス

---

<sup>67</sup> covering transmission from foreign broadcast station of foreign broadcast matter from foreign territory through television or radio (7524\*).

<sup>68</sup> 2012 年 2 月に発効するが、サービスと投資に関しては 2 年以内の交渉開始を約束。

<sup>69</sup> 韓国、アメリカ、カタール、トルコ、EU と協議中である。

<sup>70</sup> *Part 2 Schedule of Malaysia, Schedules of Specific Commitments, Malaysia-Japan Economic Partnership Agreement,*

[http://www.miti.gov.my/cms/documentstorage/com.tms.cms.document.Document\\_dd30452f-c0a81573-63e663e6-5e328b85/MJEPA%20-%20Part%202\(Services%20-%20Schedule%20MYS\).pdf](http://www.miti.gov.my/cms/documentstorage/com.tms.cms.document.Document_dd30452f-c0a81573-63e663e6-5e328b85/MJEPA%20-%20Part%202(Services%20-%20Schedule%20MYS).pdf).

<sup>71</sup> マレーシア・パキスタン FTA (2008 年 1 月発効)、マレーシア・インド FTA (2011 年 7 月発効) およびマレーシア・ニュージーランド FTA (2010 年 8 月発効) は、日マレーシア EPA と同内容の約束となっている。

<sup>72</sup> *Schedule of Malaysia, Schedules of Specific Services Commitments, Malaysia-Australia Free Trade Agreement,* [http://www.miti.gov.my/cms/documentstorage/com.tms.cms.document.Document\\_7253a8f8-c0a81573-2ce72ce7-88b03440/Malaysia%20Schedule%20of%20Specific%20Services%20Commitments.pdf](http://www.miti.gov.my/cms/documentstorage/com.tms.cms.document.Document_7253a8f8-c0a81573-2ce72ce7-88b03440/Malaysia%20Schedule%20of%20Specific%20Services%20Commitments.pdf).

スは約束していない<sup>73</sup>。

## ② 国内法

文化メディア産業に関わるマレーシアの国内法の規制は次のとおりである。

まず、放送事業者への外資出資は30%を上限とする。国家権益に関わる事業として、水、エネルギー・電力供給、防衛、保安等と並び放送事業も規制対象となっている。なお、マレーシアには直接投資に関する法は、外資企業の現地事業参入に関して一般的な規律を示しておらず、予めから当局の裁量の余地が大きいと指摘されている<sup>74</sup>。

1998年通信マルチメディア法<sup>75</sup>に基づき、放送やオンライン出版などのコンテンツ・サービスを提供する事業者は、「コンテンツ・アプリケーション・サービス提供事業者（CASP; Content Applications Services Providers）免許」を取得しなければならない。また、音声・データ・電子商取引など一般消費者向けのコンテンツ・サービスの提供に関しては、「アプリケーション・サービス事業者（ASP; Application Services Providers）免許」を取得しなければならない。なお、免許の発行は通信マルチメディア委員会（MCMC）<sup>76</sup>が行う。

映像コンテンツ事業、すなわち映画・ビデオの制作、配給、上映、流通（輸入を含む）を行う事業者は、2005年映画開発公社規則に基づき映画開発公社（FINAS）から免許の交付を受けなければならない。ブミプトラ資本比率は30%以上でなくてはならず、免許交付より5年間は外資が70%まで認められるが、6年目からは外資の上限は51%となる。

コンテンツのうち、映画、無料・有料テレビおよびモバイル・テレビについては2002年映画検閲法に基づき映画検閲委員会の事前検閲を受けなければならない。検閲は、公序良俗、宗教、社会文化および礼節と道徳の維持を目的とする映画検閲ガイドライン<sup>77</sup>に基づいて行われる<sup>78</sup>。

コンテンツのうち、無料・有料テレビ、モバイルTV、モバイル・コンテンツおよびインターネット・コンテンツに関しては、1998年通信マルチメディア法第212条において事業者の自主規制を基本とすべきことが規定されている。これに基づき、2001年に「マレーシ

<sup>73</sup> *Schedule of Australia, Schedules of Specific Services Commitments, Malaysia -Australia Free Trade Agreement*, [http://www.miti.gov.my/cms/documentstorage/com.tms.cms.document.Document\\_7251d0bd-c0a81573-2ce72ce7-615f1a48/Australian%20Schedule%20of%20Specific%20Services%20Commitments.pdf](http://www.miti.gov.my/cms/documentstorage/com.tms.cms.document.Document_7251d0bd-c0a81573-2ce72ce7-615f1a48/Australian%20Schedule%20of%20Specific%20Services%20Commitments.pdf).

<sup>74</sup> *Malaysia Trade Policy Review - Report by the Secretariat, Revision, WT/TPR/S/225/Rev.1, February 15, 2010, para. 42.* 2009年4月よりサービス産業の自由化政策を実施した。具体的には、サービス産業27分野について、既存の最低30%のブミプトラ資本保有規制を即時撤廃した。自由化されたサービス産業は、コンピュータ関連、健康・社会事業、観光などであり、放送・コンテンツ関連は含まれていない。Prime Minister's Office, Press statement of April 22/04/2009, *Liberalisation of the Services Sector*, [http://www.pmo.gov.my/?menu=news&%20page=1729&news\\_id=39&news\\_cat=4](http://www.pmo.gov.my/?menu=news&%20page=1729&news_id=39&news_cat=4).

<sup>75</sup> 「1950年電気通信法」及び「1988年放送法」を統合し、「1998年通信マルチメディア法」を制定。

<sup>76</sup> 電気通信、放送、オンライン・サービス等の独立規制機関として「通信マルチメディア委員会法」に基づき1998年より設置されている。

<sup>77</sup> Ministry of Home Affairs, *Guidelines on Film Censorship*, 2010.

<sup>78</sup> 2012年に検閲の対象となった映画は1,242本、CD・DVD・VHSは17,684本。これらのうち、検閲を通らなかった映画6本、CD・DVD・VHS179本。また、主要放送事業者には検閲官を派遣し、自主的な検閲を促している。

「ア通信マルチメディア・コンテンツ・フォーラム」が組成され、コンテンツ指針<sup>79</sup>を作成している。その運用は MCMC が関与し、コンテンツに関する苦情<sup>80</sup>等を受け付けている。

映画館の上映は FINAS による強制映画館スキーム (Compulsory Screen Scheme) に従わねばならないが、これは外国コンテンツに対する制限ではない。

1998 年通信マルチメディア法第 3 条 (目的条項) には、インターネットの検閲は許可しないとの規定がなされている。ただし、この部分も含め、同法は改訂に向けて見直されている (直近の改訂は 2006 年。改訂に向けた作業は情報通信文化省<sup>81</sup>が中心となって実施)。

テレビ放送に関しては、無料放送に限り 1 チャンネル当たり、自国語での番組を 60% 以上、外国語のコンテンツを 40% は以内 (但し、24% 以上は国内制作とし、純粋な外国プログラム 16% 以内) との数量規制がある。この数量規制が一律に規定されている法・規制等はなく、個別のライセンス付与時に「特別免許 (Special License)」契約に盛り込まれる。なお、ライセンス有料放送にはこうした数量規制は採用していない。このためもあり、放送事業者からコンテンツ規制の緩和について要望は聞かれない。

印刷物に関しては、1984 年印刷新聞・雑誌法 (Printing Presses and Publication Act 1984)<sup>82</sup>、1948 年治安妨害法 (The Sedition Act 1948)、1960 年国内安全法 (Internal Security Act 1960)、1972 年公務機密法 (Official Secrets Act 1972) がある。国内安全法と公務機密法は、国家の人種的調和に対する脅威に対抗することを目的としている<sup>83</sup>。国家安全法には書籍の発行に係る規定があり、平和を損ない、または、国民の異なる人種やクラスの間の敵対心を促進する書籍は違法とされている。なお、書籍を含む印刷物の検閲に関しては、映画検閲委員会のような委員会は設けられておらず、内務省の部局が所轄している。

通信マルチメディア法施行以前、1988 年放送法下、合併前の情報省の放送免許付与基準やコンテンツ規制基準、さらには治安妨害法のガイドライン等はいずれも非公開であったとされる<sup>84</sup>。

以上の国内法規制に関する情報を、前節においてコンテンツ産業の個別産業と W/120 のサブ・セクターの対応関係を示した表 6 の形式で整理すると以下のとおりである。

<sup>79</sup> The Communication & Multimedia Content Forum of Malaysia, *the Malaysian Communication & Multimedia Content Code*, registration date 1<sup>st</sup> September 2004.

<sup>80</sup> 2012 年に受けた苦情件数 (モニタリング担当部署および市民からの通報) は、テレビ・ラジオの番組コンテンツに関しては 46 件、広告コンテンツに関しては 11 件、番組パーソナリティに関しては 2 件。放送事業者に対して注意が与えられる。なお、苦情の対象は外国コンテンツに対するものが多いが、同一のガイドラインにより審査が行われており、内国民待遇に逸脱する運用ない模様。

<sup>81</sup> 2009 年の省庁再編により新設。情報、通信、文化の政策立案及び規制を所轄。但し、本年の選挙を受けて再度改編される見通しもある。

<sup>82</sup> Act 301 Printing Presses and Publications Act 1984 Incorporating all amendments up to 1 January 2006, <http://www.agc.gov.my/Akta/Vol.%207/Act%20301.pdf>.

<sup>83</sup> Maureen Tai Suet Yee, *Protecting our Culture: A Comparative Study of Broadcasting Content Regulation in Malaysia and Canada*, Singapore Journal of International & Comparative Law, 1997, pp.468-506.

<sup>84</sup> Ibid., p.477.

表6 マレーシアにおける文化メディア産業に係る国内規制

文化メディア産業の個別産業	W/120 のサブ・セクター	マレーシアの関連規制
映像（映画、アニメ）の制作・流通	<p><u>a. 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス</u>  <u>b. 映画の映写サービス</u>  <u>c. ラジオ及びテレビの番組制作サービス</u>  <u>d. ラジオ及びテレビの放送サービス</u></p> <p>4. 流通サービス-B. 小売サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・映画等の制作、配給、映写、流通（輸入も含む）等を行う事業のブミプトラ資本比率および外資出資比率規制あり（外資は当初5年70%上限、6年目からは49%上限。ブミプトラ資本は一貫して30%以上）。</li> <li>・放送事業に対する30%を超える外資出資は不可。</li> <li>・コンテンツ事業者への免許制度あり。</li> <li>・検閲あり。</li> <li>・コンテンツ自主規制あり。</li> <li>・無料チャンネルの外国コンテンツ総放送時間規制あり。</li> <li>・小売資本はブミプトラ30%以上。</li> </ul>
音楽の制作・流通	<p><u>c. ラジオ及びテレビの番組制作サービス</u>  <u>d. ラジオ及びテレビの放送サービス</u>  <u>e. 録音</u></p> <p>4. 流通サービス-B. 小売サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送事業に関しては同上。</li> <li>・小売資本はブミプトラ30%以上。</li> </ul>
ゲームの制作・販売	<p>1. 実務サービス-B. 電子計算機及び関連サービス-ソフトウェア実行サービス  4. 流通サービス-B. 小売サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小売資本はブミプトラ30%以上。</li> </ul>
書籍の制作・販売	<p>1. 実務サービス-F. その他実務サービス-r. 印刷及び出版  4. 流通サービス-B. 小売サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検閲あり。</li> <li>・小売資本はブミプトラ30%以上。</li> </ul>
広告	<p>1. 実務サービス-F. その他実務サービス-a. 広告サービス (871)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外資への拠点設置要求。</li> <li>・外資出資比率規制30%以下。</li> <li>・電子メディアのコンテンツの8割以上を現地コンテンツとする。</li> </ul>
デジタル化	<p>1. 実務サービス-B. 電子計算機及び関連サービス-d. データ処理サービス (843)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2009年に最低30%のブミプトラ資本の保有を求める規制が撤廃された。「クリエイティブコンテンツ開発 (CPC849)」についても同様。</li> </ul>
電子商取引		<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット上のコンテンツの検閲は行わない。</li> </ul>

日本は、日マレーシア経済連携協定において、日本はAVサービスについて、映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス（9611）、映画の映写サービス（9612）および録音サ

ービスは MA、NT 全モードとも制限なしとしている。他方、ラジオおよびテレビの番組制作サービス (9613)、ラジオおよびテレビの放送サービス (7524) は MA、NT ともモード 2 のみ制限しない、モード 1、3 および 4 は約束しないとしている。さらに、「7 章 投資」に関し、放送業への投資に関する内国民待遇に係る措置を採用または維持する権利を留保している<sup>85</sup>。

以上のとおり、「文化メディア・クラスター」に係る規制を俯瞰すると、マレーシアには障壁が残存しているものの、インドネシアのように外資出資完全に閉ざされている分野があるわけではない。むしろ、日本を含む外国企業がマレーシア市場の潜在力を評価し、番組提供を超えた現地展開を望む場合には、適当な現地パートナーとのアライアンスにより事業活動の幅を広げることが可能である。

なお、マレーシアにおいては、検閲基準の明確化や検閲体制の合理化の努力が重ねられているものの、テレビ・ラジオの検閲が民間放送局等の負担になっていると認識されている。検閲基準に関しては、外国コンテンツに対しては、国内コンテンツに対するよりも緩やかな運用が行われている。

#### 4. 文化メディア輸出国として日本がとるべきサービス貿易自由化戦略の検討

2. (1) ④において述べたとおり、2000 年の段階で OECD 報告書はクラスター・アプローチの有用性について、(i) GATS 約束表の基本である W/120 を変更せず、既存の約束の法的安定性を維持したまま、セクターにまたがる関連サービスの供給について認識を促進、(ii) 多くのサービス分野が相互に関連することを示すことを通じ、サービス全体の自由化レベルの向上を期待、(iii) 相互に関連するサービスの透明性が確保され、政府が特定のサービス分野について政策立案する際に必要な自由化を容易に把握、(iv) 技術革新や民営化、規制緩和等による産業活動の実態的な変化をクラスターに反映が可能、(v) とりわけ、バリューチェーンの各段階でサービス提供が行われるサービスについて、クラスター形成を通じた自由化促進により効率性向上を期待といった諸点を挙げた。

今日、発効済みの WTO/GATS や、交渉中の FTA におけるサービス約束の多くが W/120 および CPC 分類に依拠していること、今後の新サービス貿易協定交渉が市場アクセスに関して GATS 型のポジティブ・リスト方式を採用すること、AJCEP を含む日本が関わる FTA 交渉やその見直しにおいても W/120・CPC 分類が用いられていることなどから、上記(i)の有用性は損なわれないものと考えられる。

他方、クラスター・アプローチをネガティブ・リスト方式のサービス約束に応用することが可能かという論点がある。現在、日本が有する EPA のなかでは、ネガティブ・リスト方式を採用しているのは日メキシコ EPA のみではあるが、NAFTA に端を発するネガティ

<sup>85</sup> 日マレーシア EPA 付属書四、[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/data/malaysia/fuzoku04.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/data/malaysia/fuzoku04.pdf)。

ブ・リスト方式の約束は、米州が締約国となっている FTA では一般に採用されているほか、新サービス協定交渉の内国民待遇に関する約束にも用いられることとなっている。ポジティブ・リスト方式に比して自由化志向性が高いといわれる<sup>86</sup>ネガティブ・リスト方式の採用は、サービス貿易自由化促進の観点から歓迎されるべきことでもある。

ネガティブ・リスト方式においても、設定したクラスターに含まれるサービス分野が留保されていないかを確認し、含まれている場合にはその自由化を検討することで、クラスター・アプローチを活用することが可能である。日メキシコ EPA をはじめ、ネガティブ・リストのサービス留保表に分野名とともに CPC 番号が付されている場合も多く、クラスター内の各項目の CPC 番号を用いて留保内容を突き合わせることも可能である。ネガティブ・リスト方式であればこそなお、例えば放送と電子商取引といった異なるセクターの関連性と自由化約束状況を精査すべきとの指摘がある<sup>87</sup>。

OECD 報告書が示したとおり、関連規定に係る透明性の向上、政策立案における把握の容易さ、産業活動実態の反映の促進、自由化促進を通じた効率性の向上といった諸点は、今日にあってもクラスター・アプローチに期待することが可能である。さらに、クラスター・アプローチのメリットとして、サービス交渉の場において、相互主義の確保が容易になること、センシティブな部分の特定に資すること、交渉上の揺さぶりといったタクティクスとして活用が可能であること、さらには異なるクラスター同士のバーターをも可能にすることも期待でき、今後、具体的な分野<sup>88</sup>を取り上げたうえでの検討を待たれるところである。

これまで議論されてきたクラスターは、AOL 社による電子商取引、DHL 社や Fedex 社によるクーリエ・サービス、エンロン社によるエネルギー・サービス等、特定企業のビジネス・モデルに起因して発想された場合と、欧州による環境サービスのように、政策サイドから提案された場合がある。いずれの場合においても関連規制の透明性向上を期待するものであるが、特定企業に起因するクラスターの場合、ネットワーク強化やバリューチェーンの各段階の障壁を取り除くこと（上記(v)）が主眼とされてきたことが観察される<sup>89</sup>。

翻って、日本の成長戦略の一環としてコンテンツや文化を産業化して世界展開を狙う「クール・ジャパン戦略」を推進するにあたり、文化メディア・クラスターやより広義のクリエイティブ産業・クラスターを政策サイドからの提案として展開することが一案である。これまでは文化メディア政策の推進にあたり、通商政策との一体的な検討や通商政策の利用が必ずしも活発に行われてきたわけではない。今後、海外における文化メディア市場に残存する障害を、通商政策の一環であるサービス貿易交渉によって透明化し、可能な範囲で予め除去することで、日本企業の海外展開に資することが可能である。

日本は文化メディアに強みを持つばかりではなく、世界第 2 位のコンテンツ市場を有す

<sup>86</sup> 但し、ネガティブ・リスト方式の約束がポジティブ・リスト方式の約束に比して自動的に進んだ自由化を持つものではないことに留意が必要である。

<sup>87</sup> Weber (2012), *supra* note 17, p.91.

<sup>88</sup> 例えば、これまでも議論されてきた製造業関連サービスに加え、日本が競争力を持つコンビニエンスストア等の流通分野においてクラスター・アプローチでの検討が有用と思われる。

<sup>89</sup> C/CSS/W/21, *supra* note 48.

る。サービス貿易自由化交渉において海外市場のみならず日本の市場アクセスについて情報を共有し、文化メディアの越境流通促進の一助となれば、各国市場での選択肢を増やすこととなる。これはすなわち文化多様性への貢献といえるものであり、日本を含む交渉参加国の利益となろう。

以上

## 参考文献

- Abu-Akeel, Aly K. (1999) *Definition of Trade in Services under the GATS: Legal Implications*, George Washington University, George Washington Journal of International Law & Economics, 32 GW J. Int'l L. & Econ. 189.
- Bacchetta, Marc, Patrick Low, Aaditya Mattoo, Ludger Schuknecht, Hannu Wager and Madelon Wehrens (1998) *Electronic Commerce and the Role of the WTO*, Special Studies 2: World Trade Organisation.
- Barfield, Claude E., and Cordula Thu (2001) *the New World of Services – Implication for the United States*: Institute for International Professional Services.
- Bhala, Raj (2011) *International Economic Law in Crisis or Merely in Times of Crisis?: Poverty, Islamist Extremism, and the Debacle of Doha Round Counter-Terrorism: Part Two of a Trilogy Non-Agricultural Market Access and Services Trade*, 44 Case W. Res. J. Int'l L. 325.
- Bernier, Ivan (2004), “Content Regulation in the Audio-Visual Sector and the WTO”, in D. Gérardin and D. Luff (eds.), *The WTO and Global Convergence in Telecommunications and Audiovisual Services*: Cambridge University Press, Cambridge (UK), pp. 215-242.
- Beviglia-Zampetti, Americo (2003) *WTO Rules in the Audio-Visual Sector*: Hamburg Institute of International Economics.
- Cuadrado-Roura, Juan R., Luis Rubalcaba-Bermejo and John R. Bryson (2002), *Trading Services in the Global Economy*: Edward Elgar Publishing.
- European Audiovisual Observatory (2012), *Focus 2012: World Film Market Trends*.
- Graber, Christophe Beat (2004) “Audio-Visual Policy: The Stumbling Block of Trade Liberalization?” in D. Gérardin and D. Luff (eds.), *The WTO and Global Convergence in Telecommunications and Audiovisual Services*: Cambridge University Press, Cambridge (UK).
- Guerrieri, Paolo, P. LelioIapadre and Georg Koopman (eds.) (2005), *Cultural Diversity and International Economic Integration: The Global Governance of the Audio-Visual Sector*: Edward Elgar, Cheltenham, UK.
- Jackson, John H. William J. Davey & Alan O. Sykes, Jr. (2002), *Legal Problems of International Economic Relations- Cases, Materials and Text*, Fourth Editio: West Group.
- Krajewski, Marukus (2003), *National Regulation and Trade Liberalization in Services: The Legal Impact of the GATS on national Regulatory Autonomy*: Kluwer Law International.
- Mattoo, Aaditya (2000) *National Treatment in the GATS: Corner-stone or Pandora's Box?*, WTO staff Sherry M. Stephenson, *Services Trade in the Western Hemisphere: Liberalization, Integration, and Reform*: The Brookings Institution Press.
- Messerlin, Patrick, Stephen Siwek and Emmanuel Cocq (2005) *The Audiovisual Services Sector in the GATS Negotiations*, American Enterprise Institute Press, Washington DC.
- OECD (2000) *Assessing Barriers to Trade in Services; Using “Cluster” Approaches to Specific Commitment for Interdependence Services* (TD/TC/WP(2000)9).
- OECD (2005) *Digital Broadband Content: Music*: Paris.

- OECD (2008) *Remaking the Movies; Digital Content and the Evolution of the Film and Video Industries*.
- Roy, Martin (2005) “Audiovisual Services in the Doha Round; 'Dialogue de sourds, the sequel?'”, *Journal of World Investment & Trade*, Vol. 6, No. 6, pp. 923-952.
- Roy, Martin (2008) “Beyond the Main Screen: Audiovisual Services in PTAs”, in Marchetti and Roy (eds.), *Opening Markets for Trade in Services; Countries and Sectors in Bilateral and WTO Negotiations*: WTO and Cambridge University Press.
- Roy, Martin, Juan Marchetti and Hoe Lim (2008), “The Race Towards Preferential Trade Agreements in Services: How Much Market Access Is Really Achieved?”, in Panizzon, Pohl, and Sauvé (eds.), *GATS and the Regulation of International Trade in Services*: Cambridge University Press.
- Sauve, Pierre, and Robert M. Stern (eds.) (2000) *GATS 2000: New Directions in Service Trade Liberalization*: Brooking Institution Press.
- Stern, Robert M. (1993) *The Multilateral Trading System; Analysis and Options for Change*: The Univ. of Michigan Press.
- Stewart, Terence P. (ed.) (1993) *The GATT Uruguay Round: A Negotiating History (1968-1992) Volume IIb: Commentary*: Kluwer Law and Taxation Publisher.
- Voon, Tania S. (2007) “A New Approach to Audiovisual Products in the WTO: Rebalancing GATT and GATS”, *UCLA Entertainment Law Review*, Vol. 14, No. 1, 2007/ U of Melbourne Legal Studies Research Paper No. 244
- Weber, Rolf H., and Mira Burri (2012) *Classification of Services in the Digital Economy*: Springer.
- Yee, Maureen Tai Suet (1997) *Protecting our Culture: A Comparative Study of Broadcasting Content Regulation in Malaysia and Canada*, *Singapore Journal of International & Comparative Law*.